

整備管理規程

参光タクシー株式会社

千葉県成田市南平台 1116-5

整備管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、事業用自動車の安全運行を維持する為に必要な点検整備の内容と、これを確実に行わせる任にあたる整備管理者の職務制限について定め、もって車輛の安全の確保と車輛等の経済的運用を図る事を目的とする。

(整備管理者の選任等)

- 第2条 整備管理者の選任は、道路運送車輛法施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者が任命するものとする。
- 2 整備管理者を選任した時及び変更した時は、15日以内に運輸支局長に届け出るものとする。
 - 3 整備管理者の補助者として代務者を選任する場合は、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者のうちから事業者が任命するものとする。
 - 4 選任した整備管理者等の氏名を社内の見易い所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

(整備管理の知識)

- 第3条 整備管理者の知識は次の通りとする。
- (1) 整備管理者は、担当役員の指示により整備管理業務全般について処理するものとする。
 - (2) 代務者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐する。但し、整備管理者が不在の時は、その業務を代行する。

(運行管理者との連携)

- 第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携を取り、運行計画を事前に把握し定期点検整備の計画、車輛の配車等について協議するものとする。
- 2 整備管理者は、日常の安全な実施を図るため、運行管理者と密接に連携を取るものとする

第2章 権限及び職務

(権限及び職務)

第5条 整備管理者は、本規程に定める職務を遂行する為に必要な権限を有するものとする。

第6条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- (1) 日常点検（道路運送車両法第47条の2）の実施方法を定める事。
- (2) 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定する事。
- (3) 定期点検整備の実施計画を定め実施する事。
- (4) 日常点検又は定期点検の他、随時必要な点検を実施する事。
- (5) 点検の結果、必要な整備を実施する事。
- (6) 定期点検整備記録簿その他点検整備に関する記録簿を管理する事。
- (7) 自動車車庫を管理する事。
- (8) 事業用自動車の整備管理に関する業務を処理する為、運転者、整備員その他の者を指導し、又は管理する事。

第3章 車輛の安全確保

(日常点検)

第7条 整備管理者は、事業用自動車の安全運行を確保する為、乗務する運転者に対し、その運行の開始前に点検基準による日常点検を確実に実施させなければならない。

(日常点検の実施の徹底)

第8条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させる為、点検箇所、点検の内容、点検の方法について運転者に周知徹底を図らなければならない。

(日常点検結果の報告)

第9条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対し、その結果を所定の点検表に記入させ整備管理者に報告させなければならない。

(日常点検の結果の確認)

第10条 整備管理者は、運転者の実施した日常点検の結果について、日常点検表により確認し、運行の可否を決定しなければならない。

万一、車輛の安全運行に支障をきたす不良箇所があった時は、直ちに運行管理者と連絡を取ると共に、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備が完了した後でなければ、運行の用に供してはならないものとする。

(定期点検整備)

第11条 整備管理者は、事業用自動車の安全運行の確保と経済的使用を図る為、定期点検整備計画を立て、これを確実に実施しなければならない。

- 2 定期点検整備の種類は、3ヶ月点検、12ヶ月点検とする。尚、車輛の使用状態等により必要があると認められた時は、適宜、1ヶ月自主点検等の点検整備を実施するものとする。

(定期点検整備の記録及び保管管理)

第12条 定期点検整備の実施結果は記録簿、記録表に所定の事項を記入し1年間保管管理するものとする。

- 2 点検整備記録簿は、当該車輛に備え置かなければならない。

(臨時整備)

第13条 整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備を無くすように努めなければならない。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障(作業)内容、走行キロ、使用記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

(車輛故障事故)

第14条 整備管理者は、車輛故障事故が発生した場合は、運行管理者と連絡を取り、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。

- 2 車輛欠陥による運行不能な事故(自動車事故報告規則第2条第1項第6号)に該当する事故が発生した場合は、運輸支局へ所定の事故報告書により30日以内に報告しなければならない。

(車輛成績の把握等)

第15条 整備管理者は、各車輛の走行キロ、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車輛の経済的使用と性能の維持向上に努めるものとする。

(適正車種の選定、車輛代替時期の把握等)

第16条 整備管理者は、各車輛の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種形式について検討し、その選択及び合理的な車輛の代替次期について上司に助言するものとする。

(燃料油脂、その他資材の管理)

第17条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。

- 2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し、合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

(車庫の管理)

第18条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設設備及び自動車の保管場所の管理を行わなければならない。

第5章 指導教育

(整備管理者の研修)

第19条 整備管理者は、その職務の遂行上必要な実務及び技術について運輸局長の行う研修を受けなければならない。

(従業員の指導教育)

第20条 整備管理者は、点検整備等整備管理者の職務に関する事項についてその周知徹底と知識の向上を図る為、整備員、運転者その他必要に応じ、従業員に対して指導教育を行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成22年10月1日から実施する。